

水素気球設置に関する基準

1 水素気球を掲揚する場所の付近図

- (1) 火気を使用する施設の付近（直線距離 15 メートル以内）において掲揚・係留しないこと。
- (2) 建築物の屋上に掲揚しないこと。ただし、不燃材料で造ったろく屋根で、その最小幅員が気球の直径の 2 倍以上であるときを除く。
- (3) 掲揚する際、掲揚綱のすべての部分と周囲の工作物等との間に水平距離 10 メートル以上の空間（最低を 10 メートルとし、気球の掲揚の高さに応じ、当該掲揚高（気球の頂部までの高さをいう。）の 2 分の 1 以上の距離を確保させること。なお、前号ただし書の規定により建築物の屋上に掲揚する場合を除く。）を保有し、掲揚綱の固定箇所にさく等を設け、かつ、立入禁止であることを表示すること。
- (4) 風圧又は摩擦に十分な強度を有する材料（掲揚綱の太さについては、綿 7 ミリ、麻 6 ミリ、クレモナ 5 ミリ、テトロン 4 ミリ、ナイロン 3 ミリ以上であること。）で造ること。
- (5) 掲揚中又は係留中は、監視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所（操作者以外の者の出入りができる場合をいい、立入りの防止措置として、柵、さく等が設けてある場所）で掲揚し、又は係留するときを除く。（本号ただし書に該当する場合であっても、不特定多数の者でにぎわいが予想されるものにあっては、監視人を置くことが望ましい。）
- (6) 2 以上の気球を同時に掲揚するときは、それらの掲揚綱の固定箇所がそれぞれ 10 メートル以下に接近しないようにすること。（固定箇所からの掲揚高が 20 メートルを超えるものにあっては、最も高い気球の掲揚高の 2 分の 1 以上の距離を確保すること。）

2 水素気球を充てんする場所の付近図とその方法

- (1) 屋外の通風のよい場所で行なうこと。
- (2) 操作者以外の者が接近しないように適当な措置（ロープ、さく等で区画）をすること。

3 水素気球に電飾を設置する場合は、電飾の設置状況がわかる資料

- (1) 気球に付設する電飾は、気球から 3 メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置をしたときは、気球から 1 メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- (2) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が 0.75 平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用する直列式の配線のものは、0.5 平方ミリメートル以上）のものを用い、かつ、その電線は、1 メートル以下（文字網の部分に使用するものは、0.6 メートル以下）ごとに、及び分岐点の付近において支持すること。